

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>第3編 監査の結果及び意見 第2 各論 【1】基金の運用について (2) 監査の結果及び意見 1. 預金の管理事務について 財産に関する調書の基金決算年度末現在高と実際残高の不一致【結果】 財産に関する調書(一般会計及び特別会計の財産が対象であり、企業会計の財産は含んでいない)の基金決算年度末現在高の現金預金は 105,125,050 千円であるが、市の会計記録による基金現金預金残高は 105,125,055,959 円である。 財産に関する調書は、基金別内訳表(千円単位)の千円未満切捨値の集計値であるため、端数分について実際の預金残高より少なく記載されたものと思われるが、正確な集計値は 105,125,055 千円(注)である。(会計室) (注)市は、財産に関する調書上、端数処理は切り捨てにより記載していることから、千円未満の端数について切り捨てた数値を記載している。</p>	<p>財産に関する調書の基金決算年度末現在高については、基金ごとに千円未満を切り捨てた現金預金の合計を集計したため、端数分が実際の合計より少なく記載されていた。 平成 25 年度の財産に関する調書より「端数処理の関係で、合計が一致しない場合がある」と明記したうえで、正確な集計値を合計とする。</p>	<p>措置済</p>
<p>会計記録と残高証明書との照合を実施することが望ましい【意見】 一般会計、特別会計(水道事業会計及び交通事業会計を除く)においては、定期性預金は預託期間が3ヶ月以内のものが多く、長くても6ヶ月であることから、実在性の確認は、預託時に、預託に関する決裁書類(金融機関への振込依頼書控え)と預金証書との照合により行っており、定期的な金融機関への残高確認は実施していないとのことであった。 財産保全の観点から、少なくとも年に一度はすべての預金について会計記録と証拠力の高い金融機関発行の残高証明書との照合により、預金の実在性の確認を実施することが望ましい。 また、別段預金については会計記録と金融機関発行の「指定金融機関出納日計表並びに一時借入金残高報告書」との照合を日次で行っているが、その他の預金についても月に1度は、会計記録と通帳の照合を行うことが望ましい。(会計室)</p>	<p>平成 26 年 3 月末現在のすべての預金について、金融機関に対し残高証明書の発行を依頼し、会計記録との照合を実施した。今後も年に一度は残高証明書と会計記録との照合を実施していく。 また、別段預金以外の預金についても、平成 26 年 1 月より、毎月会計記録と預金証書や通帳等との照合を実施している。</p>	<p>措置済</p>
<p>預金証書の保管体制を強化することが望ましい【意見】 一般会計、特別会計(水道事業会計及び交通事業会計を除く)の預金について、預金証書は金庫に保管されている。金庫は、4重の扉の中にはあるものの、建物自体は機械警備でなく24時間の有人警備である。また、ダイヤル式金庫のダイヤル番号は金庫が設置されてから、一度も変更されていない。金庫が保管されている部屋の鍵の保管場所は人数が限定されているとはいえ、複数人が鍵の保管場所を知っており、鍵の使用ログが残るしくみになっていない。 預金の保有金額の重要性と盗難や火災のリスクの観点から、銀行の貸金庫での保管等により、預金証書の保管体制の強化を検討することが望ましい。少なくとも、ダイヤル番号及び鍵の保管場所の不定期の変更、金庫室への入室や鍵の使用についての記録及び当該記録のモニターについては実施すべきである。(会計室)</p>	<p>平成 26 年 4 月よりダイヤル番号及び鍵の保管場所の不定期の変更、鍵の使用についての記録等を行い、保管体制の強化を図った。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>公金管理委員会に外部専門家の出席を求め、意見を聞くことが望ましい【意見】</p> <p>公金管理委員会は、会計室長、行財政局財政部長、産業振興局経済部長、みなと総局経営企画部長、水道局経営企画部長、交通局次長により構成されているが、外部メンバーはおらず、また金融商品について専門知識のある人材がいない。</p> <p>公金の確実かつ効率的な運用を行うためには、適切な助言を得られるよう、神戸市公金管理委員会設置要綱第5条第2項「委員長が必要と認める場合は、委員以外のものの出席を求め意見をきくことができる」の規定に基づき、必要に応じてファンドマネージャー経験者や金融アナリスト等の外部の専門家の出席を求め、意見を聞くことが望ましい。 (会計室)</p>	<p>平成26年2月14日開催の公金管理委員会・幹事会において、公金の確実かつ効率的な運用を図るため、神戸市公金管理委員会設置要綱第5条第2項に基づき、必要に応じて公金管理委員会に外部専門家の出席を求め意見を聞くことを確認した。</p>	<p>措置済</p>
<p>業務マニュアルの作成を行うことが望ましい【意見】</p> <p>預金の預託及び解約事務について、その事務手続を明文化したマニュアルはないとのことである。適切かつ効率的な公金管理を行うためには、実務に即した業務マニュアルを作成することが望ましい。 (会計室)</p>	<p>平成26年4月より新たに作成した預金の預託及び解約事務にかかる業務マニュアルにより事務処理を行っている。</p>	<p>措置済</p>
<p>2. 有価証券の管理、運用事務について</p> <p>有価証券の台帳と残高証明書との照合を実施する事が望ましい【意見】</p> <p>一般会計、特別会計（水道事業会計及び交通事業会計を除く）の債券については証券会社より残高証明を入手しているものの、利金収納事務において有価証券台帳と利金支払通知書を確認（照合）しているのみで、有価証券台帳と残高証明書との確認は行っていない。</p> <p>株式については、担当者が招集通知の株数を目視で確認しているが、その証跡はなく、また、確認の結果を承認者へ報告の上承認を受けることはない。</p> <p>今回の包括外部監査において、監査人が金融機関等への残高確認を行った結果、行財政局が作成した債券一覧においては、A証券に預けている公債100億分については、同証券会社から「該当なし」との回答であった。この点につき、市へ問い合わせたところ、A証券から購入したが、預け先をB銀行へ移行しており、システム上反映できていなかったことが判明した。その後、B銀行から入手した残高確認書において当該100億分について回答を得た。</p> <p>財産保全の観点から、年度末に入手している金融機関発行の残高証明書と会計記録上の残高との照合を担当者は行い、照合結果について承認者の承認を受けることが望ましい。また、残高証明書との照合を実施することで上記のような保管先の記載誤りについても早期に発見することが可能となる。 (行財政局)</p>	<p>平成25年度末時点の有価証券台帳については、金融機関発行書類との突合のうえで残高を確認し、その結果について承認者に報告し、承認を受ける予定である。</p>	<p>措置方針</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>財産に関する調書の基金決算年度末現在高と実際残高の不一致【結果】</p> <p>財産に関する調書(一般会計及び特別会計の財産が対象であり、企業会計の財産は含んでいない)の基金決算年度末現在高の有価証券は 134,350,737 千円であるが、市の会計記録による基金が保有する有価証券の残高は 134,350,738,241 円である。</p> <p>財産に関する調書は、基金別内訳表(千円単位)の千円未満切捨値の集計値であるため、端数分について実際の有価証券残高より少なく記載されたものと思われるが、正確な集計値は 134,350,738 千円である。(会計室)</p>	<p>財産に関する調書の基金決算年度末現在高については、基金ごとに千円未満を切り捨てた有価証券の合計を集計したため、端数分が実際の合計より少なく記載されていた。</p> <p>平成 25 年度の財産に関する調書より「端数処理の関係で、合計が一致しない場合がある」と明記したうえで、正確な集計値を合計とする。</p>	措置済
<p>3. 有価証券の運用手法について</p> <p>長期の資金需要の予測を実施し、より収益性の高い運用を行うことが望ましい【意見】</p> <p>現在は、行財政局では、長期運用が可能な余裕資金については、債券による運用を行っている。具体的には、各基金所管局から今後の資金需要の予測情報に基づく運用計画を集めた上で、毎年ほぼ均等に元本償還が生じるように債券を組み合わせて保有するという運用である、ラダー型運用を目指して債券を購入していることである。</p> <p>ただし、資金需要の予測について、公債基金については 10 年程度の予測をしているものの、行財政局以外の部局が所管局である基金については、中長期計画に基づき資金需要予測を行うという実務が定着しておらず、行財政局にて市全体での詳細な中長期での資金需要予測が困難な状況である。</p> <p>一般に同じ発行体の債券であっても、残存期間が長いほど利回りは有利になることから、より収益性の高い運用を行うためには、各所管局が中長期的な資金需要予想をより厳密に行い、長期にわたり運用可能な資金については、残存期間の長い債券の購入を検討の対象とすることが望ましい。(行財政局)</p>	<p>平成 26 年 3 月 10 日付で各基金所管局に対して、来年度の債券運用希望額及び基金の中長期的な資金需要予測を行う依頼を行った。その結果を踏まえ、各基金所管局と余裕資金額や運用可能年数など各基金の情報を共有し、長期の運用が可能な資金については、残存期間の長い債券を購入する年間の運用計画を策定した。</p>	措置済
<p>一般担保付社債券の投資対象を財投機関債に限定することについて明文化することが望ましい【意見】</p> <p>「神戸市債券運用取扱基準」においては、債券による運用対象は、国債証券、地方債証券、政府保証債証券、地方公社債券、地方公共団体金融機構債券及び一般担保付社債券(発行体が 1 以上の格付機関から AA 格以上の格付を取得しており、かつ残存期間が 5 年以内のものに限る)であると定められている。運用上は、行財政局から各基金所管局へ行う債券購入希望の照会書として記載されている一般担保付社債券は、特殊会社、政府関係機関などが発行する財投機関債のみとなっており、たとえば NTT 債や電力債等の民間事業会社の発行する一般担保付社債は市の積極的な運用の対象とはしていない。</p> <p>元利償還の安全性を重視して、財投機関債のみを対象とすることは合理的である一方、投資対象を限定することで収益機会を失</p>	<p>一般担保付社債を神戸市債券運用取扱基準に明記しているのは、地方債等では購入が困難な年限(2~4 年など)を購入可能とするためである。</p> <p>そのニーズは財投機関債で応えられ、東日本大震災以降、電力債の格付けが悪化するなど、事業債購入には、慎重な判断が求められる状況が続いている。</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況																																																																		
<p>うというデメリットがあり、担当者が安全性と収益機会のどちらを重視するかにより一般担保付社債の範囲の解釈が異なってしまう可能性がある。</p> <p>このように、担当者により購入債券の範囲が異なってしまうことのないよう、市は、元利償還の安全性を重視することを目的として一般担保付社債券の投資対象は財投機関債に限定することを、神戸市債券運用取扱基準上明確に記載するか、もしくは年度毎の投資方針として明文化した上で、債券購入希望照会などの内部通達文書等を発行することが望ましい。(行財政局)</p>	<p>そのため、平成 26 年度においては、一般担保付社債の購入対象を財投機関債に限定した内部通達を行っている。</p>																																																																			
<p>債券における運用対象選定過程について明確にすることが望ましい【意見】</p> <p>「神戸市債券運用取扱基準」第 3 条第 2 項では、「債券の買い入れにあたり、取得価格は原則として額面価格以下とする。ただし、満期償還年度における受取利息が額面価格と取得価格の差額を上回る場合は、この限りではない」とされている。</p> <p>平成 24 年度末基金保有債券一覧によると、簿価が額面を上回っている債券は以下のとおりである。日本政策金融公庫は神戸市勤労者福祉事業基金の財産であり、それ以外の神戸市債は神戸市公債基金の財産である。担当課によると、下記はすべて、「満期償還年度における受取利息が額面価格と取得価格の差額を上回る場合」に該当するため「神戸市債券運用取扱基準」第 3 条第 2 項違反ではないとのことであった。</p> <table border="1" data-bbox="181 1081 999 1514"> <thead> <tr> <th>銘柄名</th> <th>銘柄年度</th> <th>回数</th> <th>年債</th> <th>簿価(千円)</th> <th>額面(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市公募公債</td> <td>H16</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>402,716</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>神戸市公募公債</td> <td>H16</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>100,700</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>神戸市公募公債</td> <td>H19</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>100,354</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>神戸市公募公債</td> <td>H15</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>305,915</td> <td>305,000</td> </tr> <tr> <td>神戸市公募公債</td> <td>H20</td> <td>24</td> <td>20</td> <td>1,006,740</td> <td>1,000,000</td> </tr> <tr> <td>神戸市公募公債</td> <td>H23</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>501,840</td> <td>500,000</td> </tr> <tr> <td>神戸市公債</td> <td>H17</td> <td>2</td> <td>10</td> <td>200,652</td> <td>200,000</td> </tr> <tr> <td>神戸市公債</td> <td>H17</td> <td>2</td> <td>10</td> <td>402,596</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>神戸市公債</td> <td>H17</td> <td>2</td> <td>10</td> <td>301,482</td> <td>300,000</td> </tr> <tr> <td>日本政策金融公庫</td> <td></td> <td>27</td> <td>2</td> <td>100,021</td> <td>100,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>市が神戸市債を購入している理由は、市の担当課によると、時価(=取得価額)が額面価格を下回る場合はもちろん、額面価格を取得価格が上回る場合であっても、神戸市債が流通市場において、ほかの地方債銘柄に比べ割安である場合があることから、市場での評価向上の観点も含めて、運用対象として積極的に購入しているとのことであった。</p> <p>ほかの債券においても「満期償還年度における受取利息が額面価格と取得価格の差額を上回る場合」はあり得ると考えられるが、取得価格が額面価格を超過している、つまり割高な債券を購入していると見られる可能性もあり、かつ保有債券のほとんどが自市発行の債券であることから、特に既発債を購入する場合は、常に、債券における運用対象選定過程を明確にし、長期的に効率的運用を行っていることを合理的に説明できるような状態にしておくことが望ましい。(行財政局)</p>	銘柄名	銘柄年度	回数	年債	簿価(千円)	額面(千円)	神戸市公募公債	H16	5	10	402,716	400,000	神戸市公募公債	H16	5	10	100,700	100,000	神戸市公募公債	H19	10	10	100,354	100,000	神戸市公募公債	H15	1	10	305,915	305,000	神戸市公募公債	H20	24	20	1,006,740	1,000,000	神戸市公募公債	H23	12	5	501,840	500,000	神戸市公債	H17	2	10	200,652	200,000	神戸市公債	H17	2	10	402,596	400,000	神戸市公債	H17	2	10	301,482	300,000	日本政策金融公庫		27	2	100,021	100,000	<p>平成 26 年度も、市場環境によっては、運用対象が限定的となる場合もあり、「取得価格が額面以上」となる債券を購入する可能性があるため、内部決裁の都度、選定過程を明記したうえで購入を決定する。</p> <p>また、債券購入を行う場合は、引合により購入していくことを徹底するが、引合にて債券を購入できない場合は、過去の条件を鑑み、債券銘柄の選定を行う予定である。</p>	<p>措置方針</p>
銘柄名	銘柄年度	回数	年債	簿価(千円)	額面(千円)																																																															
神戸市公募公債	H16	5	10	402,716	400,000																																																															
神戸市公募公債	H16	5	10	100,700	100,000																																																															
神戸市公募公債	H19	10	10	100,354	100,000																																																															
神戸市公募公債	H15	1	10	305,915	305,000																																																															
神戸市公募公債	H20	24	20	1,006,740	1,000,000																																																															
神戸市公募公債	H23	12	5	501,840	500,000																																																															
神戸市公債	H17	2	10	200,652	200,000																																																															
神戸市公債	H17	2	10	402,596	400,000																																																															
神戸市公債	H17	2	10	301,482	300,000																																																															
日本政策金融公庫		27	2	100,021	100,000																																																															

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>水道局は行財政局との情報共有等により収益性を向上することが望ましい【意見】</p> <p>現在水道局では、資金需要の予測を行った上で、余裕資金を局独自で債券によって長期運用している。銘柄の選択にあたっては、余裕資金運用の意思決定がなされた際に、証券会社から情報入手して、有利な投資先を決定しており、より高い収益性を求めて、毎日債券の情報を確認するには至っていない。</p> <p>今後、オファー・シートを入手している行財政局または証券会社と情報交換を行うことにより、適時適切に既発債の情報収集を行うことが望ましいと考える。 (水道局)</p>	<p>今後は、取引のある証券会社に依頼し、オファー・シートを取り寄せて情報収集を行い、既発債についても収益性が高く、条件にあうものがあれば積極的に購入していくこととしている。</p>	<p>措置済</p>
<p>4. 繰替運用について</p> <p>繰替運用の事実を積極的に開示すべき【意見】</p> <p>繰替運用については、公債基金についてのみ、決算プレス資料の参考資料のひとつである基金残高表の欄外に、「平成 11 年度から平成 15 年度に臨時的な財源対策として公債基金から借入を行っており、平成 24 年度末の残高は 172 億円となっている。」という文章を記載することで開示を行っている。しかし、公債基金も含め、すべての繰替運用を行っている基金について、議会に提出される決算書類のひとつである「財産に関する調書」には債権としての残高が記載されているのみであり、繰替運用の詳細な記載はない。</p> <p>実態に応じた情報開示を行うという観点からは、年度末現在の繰替運用残高について、「財産に関する調書」において、貸付年度、貸付の目的、利率、償還期限、償還の状況（償還期限の延長を含む）残高等の情報を積極的に開示すべきと考える。</p> <p>なお、繰替運用の償還期限延長の実施については、予算書に計上されず、所管局長決裁により実施可能であるため、情報開示すべきであると考え。 (行財政局)</p>	<p>現在、平成 25 年度末「財産に関する調書」に記載する、繰替運用に関する情報の詳細について検討を行っているところである。平成 26 年 5 月末までに記載内容について結論を得る予定である。</p>	<p>措置方針</p>
<p>繰替運用の実態に応じた処理を行うべき【意見】</p> <p>基金においては、「地方自治法第 241 条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、必要なものについてはその適正化を図る」という総務省方針を受け、市は、一般会計、特別会計（企業会計を除く）においては、財源補てんとした繰替運用も、特定事業への充当を目的とした繰替運用も、新たな繰替運用は行わないこととしている。</p> <p>現在、繰替運用を実施している各基金の設置条例では、必要に応じて繰替運用を実施できるとされており、基金条例に反するものではないものの、会計年度独立の原則などの法の趣旨に鑑みても、規律ある財政運営上好ましくない状態である。このため貸付先である一般会計等から基金へ償還を受け、繰替運用の状態を解消し、適正化を図る必要がある。</p> <p>具体的には、総務省方針の発出以前に行われた繰替運用については、当初定められた償還条件にしたがって償還を受ける事で、適正化を図っていると理解できる。しかし、繰替運用の償還期限延長を実施している基金については、基金が一般会計等貸付先から償還を受ける適正化のための計画を早急に作成すべきである。</p>	<p>現存する繰替運用については、確実な繰り戻しを行うための償還計画を有しており、その計画に沿って適正化を図っていく。</p>	<p>措置方針</p>

監査結果の概要				措置内容	措置状況																									
<p>また、その使用状況からは本来の基金設置目的に適うものと判断できる場合は、基金の目的取崩として処理すべきである。 (行財政局)</p>																														
<p>5. 貸付金の管理について 実質的回収不能債権の不納欠損処理について【意見】 以下の基金には平成 24 年度現在では新規の貸付は行っておらず、過去に貸し付けた貸付金の回収事務を行っている。貸付金の回収状況は以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第2各論記載箇所</th> <th>基金名</th> <th>結果及び意見</th> <th>平成24年度末貸付金残高(千円)(注1)</th> <th>回収状況等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>基金の運用について</td> <td>意見</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[10]</td> <td>神戸市勤労者福祉共済基金</td> <td>意見</td> <td>7,940</td> <td>6,346千円(注2)は平成5年度以前の調定の滞納債権であり、消滅時効期間が経過していることから、実質的に回収不能と判断しているとのことである。</td> </tr> <tr> <td>[24]</td> <td>神戸市下水道事業基金</td> <td>意見</td> <td>89,911</td> <td>貸付金は汲み取り便所の水洗化資金の貸付であり、うち納期限が未到来の金額1,839千円を除く残りの88,071千円が平成24年度末の未回収の貸付金である。時点は異なるが、平成25年5月の市の集計によると、調定額87,858千円のうち、回収は困難と考えられる居所不明、破産、消滅時効期間を経過したものが77,321千円である。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td></td> <td>97,851</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 千円未満四捨五入。 (注2) 基金貸付金残高7,940千円との差異1,544千円については、第3編第2各論【10】(2) 基金の貸付金残高と貸付金台帳残高の相違【結果】を参照。 上記の基金には回収見込みのない債権が存在する。債権の回収見込みのない債務者に対して漫然と督促を続けるなどして債権管理を継続することは、事務の滞留を招き債権管理の効率化の阻害要因になりかねない。 そこで、市の財産管理の効率化のためには、回収見込みのない債権、すなわち実質的に回収不能と判断する債権については不納欠損処理を進めることが不可欠である。 具体的には、「私債権について時効の援用があったときや、法的な手続(注3)が完了したことにより、債権が消滅した場合」及び「債権は存在するが、法律上又は事実上の理由により、徴収が不能若しくは著しく困難であると認められる場合(注4)」には不納欠損処理が必要であると考え。不納欠損処理の手続として、 においては債権放棄の議会の議決、免除・債権放棄の条例制定手続が必要である。 市は不納欠損処理すべき債権額を確定し、速やかに適切な手続を実施すべきである。そのために市は、実質的に回収不能と判断される債権について、機動的に不納欠損処理を行うための仕組みの整備を検討すべきと考える。 (市民参画推進局, 建設局) (注3) 法人の破産、民事再生、会社更生、特別清算等。ただし、市においては、例えば民事再生の場合は、再生計画に同意するかという局面において議会の議決は必要となり、すべての場合において、議会の議決が不要とはいえない。 (注4) 破産免責を受けた債権、民法の消滅時効期間を経過した債権、債務者の財産状態が極端に悪く、事実上、徴収不能若しくは徴収困難な場合等 (参考文献: 自治体のための債権管理マニュアル 東京弁護士会弁護士業務改革委員会自治体債権管理問題検討チーム 編)</p>				第2各論記載箇所	基金名	結果及び意見	平成24年度末貸付金残高(千円)(注1)	回収状況等	(1)	基金の運用について	意見			[10]	神戸市勤労者福祉共済基金	意見	7,940	6,346千円(注2)は平成5年度以前の調定の滞納債権であり、消滅時効期間が経過していることから、実質的に回収不能と判断しているとのことである。	[24]	神戸市下水道事業基金	意見	89,911	貸付金は汲み取り便所の水洗化資金の貸付であり、うち納期限が未到来の金額1,839千円を除く残りの88,071千円が平成24年度末の未回収の貸付金である。時点は異なるが、平成25年5月の市の集計によると、調定額87,858千円のうち、回収は困難と考えられる居所不明、破産、消滅時効期間を経過したものが77,321千円である。	合計			97,851		<p>今後、不納欠損処理について、どのような方法をとっていくべきか、関係当局とよく協議していく。 (市民参画推進局)</p> <p>不納欠損処理の対応について、関係当局と協議してまいりたい。 (建設局)</p>	<p>措置方針</p> <p>措置方針</p>
第2各論記載箇所	基金名	結果及び意見	平成24年度末貸付金残高(千円)(注1)	回収状況等																										
(1)	基金の運用について	意見																												
[10]	神戸市勤労者福祉共済基金	意見	7,940	6,346千円(注2)は平成5年度以前の調定の滞納債権であり、消滅時効期間が経過していることから、実質的に回収不能と判断しているとのことである。																										
[24]	神戸市下水道事業基金	意見	89,911	貸付金は汲み取り便所の水洗化資金の貸付であり、うち納期限が未到来の金額1,839千円を除く残りの88,071千円が平成24年度末の未回収の貸付金である。時点は異なるが、平成25年5月の市の集計によると、調定額87,858千円のうち、回収は困難と考えられる居所不明、破産、消滅時効期間を経過したものが77,321千円である。																										
合計			97,851																											

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>【2】神戸市留学生支援等基金 (2) 監査の結果及び意見 資産運用を効率的に行うよう検討すべき【意見】 平成24年度末現在における当該基金残高1,178,364千円の保有形態は、債券1,138,110千円、歳計現金等と合わせて運用されている別段預金40,254千円である。 しかしながら、過去5年において元本の取崩は行っていないことから40,254千円を別段預金として保有する必要性はなく、仮に債券等による運用を行っていた場合と比較して、運用が非効率となってしまう。</p> <p>市長室は効率的な資金運用を行うために、基金について中長期の資金需要の予測を行い、それに応じて債券等による運用を検討すべきである。そのためには、市長室は市全体の資金運用を行っている行財政局財務課に適切な運用計画を提出する必要がある。 (市長室)</p>	<p>平成26年3月25日に市長室から行財政局財務課に長期資金推計を提出済であり、当面、元本取り崩しの予定がないことから、平成26年度の早期に、別段預金40,254千円のうち、40,000千円を年限2年の債券により運用を行う予定である。</p>	<p>措置方針</p>
<p>【3】神戸市都市整備等基金 (2) 監査の結果及び意見 事業課による買戻しの遅れている土地について【意見】 市では、従来、外郭団体である神戸市土地開発公社と当該基金を利用し、公共用地等の先行取得を行ってきた。神戸市土地開発公社は、市に代わり高度成長期以降、宅地開発等急激な土地需要に対処するための公共事業用地の先行取得に大きく貢献したが、社会情勢の変化により、その存在意義が薄れたため平成24年12月31日付で解散に至った。土地開発公社の解散時に、土地開発公社において先行取得したものの、事業が具体化できない等の理由により一般会計で買戻しができていない土地について、簿価に比して、固定資産税評価相当額が相当低いものが散見される。</p> <p>しかし、「基金運用状況報告書」上、基金に含まれる土地の簿価総額が記載されるのみであり、基金の土地の利用計画が未定であることや、買戻し完了時期が明確でない土地が存在するという情報は市民や議会へは開示されていない。</p> <p>基金を活用して土地の先行取得を行った場合は、少なくとも買戻し計画を適切に作成するとともに、地方自治法第241条でいう確実な運用を行う観点からは、買戻しの期限を設けるべきである。さらに、取得後一定期間経過した土地については、その情報を議会に開示し、土地を利用して行う事業計画、買戻し計画、市の財政負担について十分議論するべきであると考えます。 (行財政局)</p>	<p>基金による土地の取得時に買戻し計画の提出を徹底させるため、既に各局に通知を行った。</p> <p>また、予算特別委員会において、各局より先行取得を行う事項及び限度額の報告を行っているが、買戻し期限の記載や計画変更時の報告など、議会への情報開示の手法についても、平成26年度中を目途に結論を得よう検討を行う予定である。</p>	<p>措置方針</p>
<p>未利用土地の有効活用を検討すべき【意見】 上表に記載されているように、先行取得した土地について現在未利用となっているものが12事業分ある。 市が保有する公有財産は市民全体の貴重な資産であり、積極的な有効活用が図られなければならない。 具体的に利用計画のない土地は売却する、すぐに売却できない土地についてはたとえば駐車場による利用など、活用可能な土地については、その有効活用に向けた検討をすべきである。 (行財政局)</p>	<p>活用可能な土地については、各局に対して検討を促すよう平成26年4月1日付で通知を行った。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>基金土地が公有財産土地にも二重計上されるリスクへの対応をすべき【意見】</p> <p>平成 22 年度の包括外部監査にて、基金に計上されている土地が土地台帳と神戸市公有財産表に普通財産として誤って二重計上されていたという指摘がなされている。この二重計上を防ぐため、市では、各課へ配布する、「先行取得資金（要望）に係る方針について」や、公有財産事業課担当者宛に配布する「土地異動処理に係る土地記録調書等の提出について(お願い)」に、二重計上防止のための注意喚起文書を記載して配布しているとのことである。</p> <p>しかし、注意喚起文書を配布するのみでは、誤って二重に計上されてしまった場合、土地台帳と基金台帳の担当課が異なることもあり、それを事後に発見することは困難である。</p> <p>今後は土地の二重計上を防ぐために、たとえば、年に 1 度、基金土地が公有財産土地台帳に記載されていないことを地番のチェックにより確認するといった手続を行うことが望ましいと考える。 (行財政局)</p>	<p>毎年、公有財産表を、事業課の校正等を経て、管財課で作成しているが、その編集の過程で、基金土地データと照合し、二重掲載がないことを確認する予定である。</p>	<p>措置方針</p>
<p>基金のあり方について</p> <p>)「財源不足の場合の財源充当」を定める条項の乱用を避けるため、同条項の明確な運用ルールを策定すべき【意見】</p> <p>平成 24 年度では、定額運用基金を取り崩し、舞子ピラ事業損失補償等 10,134,053 千円、(株)神戸ワイン貸付金の歳入欠陥の補填 3,000,000 千円、神戸市都市整備公社貸付財源 1,283,000 千円に充当している。これは都市整備等基金の目的である、「公用もしくは公共用に供する土地又は公益のために必要とする土地の先行取得により、都市の円滑な整備に資すること」、「公共施設の整備に資すること」とは異なり、当該基金のもうひとつの目的である「経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合において当該財源に充てること」による取崩である。</p> <p>市には、財政の健全化を目的とした基金には財政調整基金があるため、今後は財源不足の場合の補てん目的のためには財政調整基金を充実させ活用していくべきである。神戸市都市整備等基金条例第 1 条第 3 項の「経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合において当該財源に充てること」という条項については、例えば、「経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合」はどのような場合かを明記した運用規程を策定する等により、当該条項の乱用を避けるべく運用ルールを明確にすべきと考える。 (行財政局)</p>	<p>当該条項は、阪神淡路大震災後、財源不足が著しい中、安定した市民サービスを維持継続するため弾力的な基金の取崩しを可能とする目的で設けたものであり、今後、当該条項を乱用することはないと考えている。</p> <p>今後の基金の取り崩しの運用については、平成 26 年度中を目途に結論を得るよう検討を行う予定である。</p>	<p>措置方針</p>
<p>)積立基金の積立と取崩の計画を具体化すべき【意見】</p> <p>積立基金は特定の目的のための財産の維持及び必要資金の積立のために設置されるものであるが、都市整備等基金については、基金の目的別残高管理はされているもの、積立や取崩の計画が作成されていない。</p> <p>中長期にわたる公共施設の整備という当該基金の趣旨から考えるに、年毎の基金積立額については、毎年度予算編成の中で検討する必要はあるが、積立基金の目的である事業について漠然と積立を行うのではなく積立目標額とその期限を明確にして積立を行うべきである。 (行財政局)</p>	<p>基金の積立目標額や期限等の明確化について検討を行う予定である。</p>	<p>措置方針</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況															
<p>【5】神戸市公債基金 (2) 監査の結果及び意見 繰替運用の事実を積極的に開示すべき【意見】 当該繰替運用については、決算プレス資料の参考資料のひとつである基金残高表の欄外に、「平成11年度から平成15年度に臨時的な財源対策として公債基金から借入を行っており、平成24年度末の残高は172億円となっている。」という文章を記載することで開示を行っている。しかし、議会に提出される決算書類のひとつである「財産に関する調書」には債権としての残高が記載されているのみであり、繰替運用の詳細な記載はない。</p> <p>当該基金のうち16,948,892千円が一般会計への20年間を期限とする繰替運用となっていることや、240,000千円が産業振興局へフルーツフラワーパーク施設購入のための貸付資金として5年間を期限とする繰替運用となっているが2度の償還期限延長を繰り返しているという事実を市民が知ることは難しく、現状の情報開示では不十分であると考えます。</p> <p>実態に応じた情報開示を行うという観点からは、年度末現在の繰替運用残高について、「財産に関する調書」において、貸付年度、貸付の目的、利率、償還期限、償還の状況（償還期限の延長を含む）残高等の情報を積極的に開示すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">（行財政局）</p>	<p>現在、平成25年度末「財産に関する調書」に記載する、繰替運用に関する情報の詳細について検討を行っているところである。平成26年5月末までに記載内容について結論を得る予定である。</p>	<p>措置方針</p>															
<p>基金積立額システム登録についてダブルチェックを行うべき【意見】 満期一括償還債については、年度ごとの公債費の平準化をはかるために、基本的に6・3・3%ルールに基づいて公債基金へ積み立てられている。市債別の償還及び借換の予定や公債基金への積立状況は、システムにより管理されている。</p> <p>平成24年度末における満期一括償還債のための基金残高1,175件175,749,700千円（注11）を母集団として、監査人が任意に45件のサンプルを抽出し、6・3・3%ルールに基づく積立額理論値と、システムへの積立額登録値とを比較した。その結果、下記のとおり、6・3・3%ルールに基づく理論値に対して、システム登録値である積立金額が不足している事例が2件発見された。</p> <p>（平成24年度末積立累計額）</p> <table border="1" data-bbox="233 1518 960 1749"> <thead> <tr> <th>起債番号</th> <th>事業番号</th> <th>6・3・3%ルールに基づく理論値（千円）</th> <th>システム登録値（千円）</th> <th>不足額（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6920</td> <td>1</td> <td>495,000</td> <td>465,000</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>6952</td> <td>3</td> <td>136,800</td> <td>130,800</td> <td>6,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>公債費の予算額は当該システムに基づき決定されており、システムへの基金積立額を誤って登録すると、基金への積立期間にわたり予算額も誤って計算される。</p> <p>所管課によると、入力担当者がシステムへの入力を行うのみで、ほかの者によるダブルチェックは行っていないとのことである。</p> <p>市の方針である6・3・3%ルールに基づき基金への積立額を正確にシステムへ登録するために、入力担当者以外の職員によるダブルチェックを実施すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">（行財政局）</p>	起債番号	事業番号	6・3・3%ルールに基づく理論値（千円）	システム登録値（千円）	不足額（千円）	6920	1	495,000	465,000	30,000	6952	3	136,800	130,800	6,000	<p>平成25年度登録分については、決算が確定した後、速やかに入力担当者以外によるダブルチェックを行う予定である。</p>	<p>措置方針</p>
起債番号	事業番号	6・3・3%ルールに基づく理論値（千円）	システム登録値（千円）	不足額（千円）													
6920	1	495,000	465,000	30,000													
6952	3	136,800	130,800	6,000													

監査結果の概要	措置内容	措置状況										
<p>(注11)平成24年度末現在の基金残高の種類別内訳は下記のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="272 259 922 459"> <thead> <tr> <th>内 訳</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満期一括償還分(1,175件)</td> <td>175,749,700</td> </tr> <tr> <td>繰上償還分</td> <td>27,479,749</td> </tr> <tr> <td>運用益</td> <td>12,178,887</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>215,408,336</td> </tr> </tbody> </table>	内 訳	金額(千円)	満期一括償還分(1,175件)	175,749,700	繰上償還分	27,479,749	運用益	12,178,887	合 計	215,408,336		
内 訳	金額(千円)											
満期一括償還分(1,175件)	175,749,700											
繰上償還分	27,479,749											
運用益	12,178,887											
合 計	215,408,336											
<p>【6】神戸市地域活性化・公共投資臨時交付金基金 (2) 監査の結果及び意見</p> <p>基金の取崩に係る振替決議に係る起案文の不備【結果】</p> <p>平成22年度の本基金取崩に係る起案文について、行財政局の合議の押印が漏れていた。また平成23年度の本基金取り崩しに係る起案文については決裁日の記入が漏れていた。市の担当課によると、電子決裁システム上の決裁日は入力されているが、書類に不備があったとのことである。</p> <p>起案文については、合議の押印や決裁日の記入を漏れなく行う必要があった。 (行財政局)</p>	<p>今後は、副市長以下専決規定、及び公文書管理規定にそって、適切な事務処理に努めていく。</p>	<p>措置方針</p>										
<p>【7】神戸市被災てん補基金 (2) 監査の結果及び意見</p> <p>基金の統合を検討すべき【意見】</p> <p>市は、市有建物(財産区、水道局、交通局分のぞく)8,258棟のうち、6,827棟については、建物総合損害共済に加入することなく、火災や地震等の災害による損害が生じた場合は、当該基金で積み立てた財源を活用することを想定している。</p> <p>当該基金は、阪神・淡路大震災前の平成6年度末には4,526,915千円であったが、平成7年度の震災の損害てん補にあてるため、同額の取崩を行い、平成7年度末には残高がゼロになった。その後平成8年度から平成14年度頃までは毎年12,000千円から52,000千円程度の積立を行っているものの、その後は運用益以外の積立はなく、平成17年度に台風被害に対する海釣り公園等の損失補てん26,563千円に充当したのを最後に基金は活用されていない。担当課によると、平成18年度以降は、基金により対応可能な損害は発生したが、当該基金の利用はなかったとのことである。</p> <p>このように、基金の充当実績が7年間なく、現在の基金残高285,127千円という規模では、今後対応できる事例は限られてくる。万が一、甚大な火災や地震等による災害が発生した場合には、当該建物の必要性を検討し、真に必要な施設であれば、その復旧経費は国からの補助金が見つからない部分については一般財源、市債でまかなわざるをえない状況であるといえよう。</p> <p>以上より、災害が生じた場合の施設の復旧に要する経費に充当可能な財源の充実を図り、効率的な基金管理、運用を行うため、当該基金について、災害により生じた経費の財源に充当することも定めている財政調整基金へ統合することが考えられる。 (行財政局)</p>	<p>現在、財政調整基金への統合に向けた検討を行っており、平成26年度中を目途に結論を得る予定である。</p>	<p>措置方針</p>										

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>【8】神戸市しあわせの村運営等基金 (2) 監査の結果及び意見 基金の廃止を検討すべき【意見】 平成11年度及び12年度に阪神・淡路大震災後の財政危機に対応するため、当該基金を取り崩した後は残高68,564千円で推移している。運用益は年205千円程度と僅少であり、しあわせの村に係る管理事業費(建設局分)437,270千円に対して、効果的な事業を行える規模ではない。必要な経費であれば、一般会計で予算を確保して実施すべきであり、当該基金により事業を実施する必要性はなく基金の廃止を検討すべきである。(行財政局)</p>	<p>現在、廃止に向けた検討を行っており、平成26年度中を目途に結論を得る予定である。</p>	<p>措置方針</p>
<p>【9】神戸市勤労者福祉事業基金 (2) 監査の結果及び意見 資金移動を遅滞無く行うべき【結果】 勤労者福祉事業基金はほかの基金と異なり、同基金単独の普通預金(決済用預金)として保有している。基金の取り崩しについては基金所管部局からの支出命令により会計室が支払うが、会計室は支出については別段預金からの支払としており、当該基金に関しては、別途基金所管部局からの払い出し依頼により会計室が基金の特定口座(普通預金(決済用預金))から別段預金へ資金移動を行う必要がある。 平成24年度は、基金の管理帳簿と普通預金(決済用預金)の残高との照合ができておらず、別段預金への資金移動に係る基金所管部局からの払い出し依頼が平成25年9月になってしまったため、資金移動は同月に行われた。 そのため、平成24年度末において、勤労者福祉事業基金の特定口座である普通預金(決済用預金)残高は185,654,685円となり、基金としてあるべき金額171,142,463円と不一致が生じている。 基金は、会計年度の概念が希薄になりがちであると考えられるが、その管理については、各種の帳票類の照合を行い、基金の管理帳簿と財産の残高の一致を厳密に確認すべきである。(市民参画推進局)</p>	<p>平成24年度末における、勤労者福祉事業基金の特定口座(普通預金(決済用預金))残高185,654,685円と、基金としてあるべき金額171,142,463円との不一致は、平成25年9月の資金移動により解消した。 また、今後の基金の取り崩しの際には、基金の特定口座から別段預金へ資金移動を遅滞無く行うよう、支出命令書と合わせて、特定口座からの払い出し依頼書を会計室へ送付する手順を記した事務処理手順書を平成26年2月26日に作成した。 加えて、処理後の通帳残高と基金の管理帳簿を照合することで財産残高が一致するよう徹底する。</p>	<p>措置済</p>
<p>資産運用を効率的に行うよう検討すべき【意見】 平成24年度末現在における当該基金残高871,163千円の保有形態は、債券700,021千円、普通預金(決済用預金)171,142千円である。 しかしながら、過去5年における元本の取崩は最大で93,530千円であり171,142千円を普通預金(決済用預金)として保有する必要性はなく、仮に債券等による運用を行っていた場合と比較して、運用が非効率となってしまう。 市民参画推進局は効率的な資金運用を行うために、基金について中長期の資金需要の予測を行い、それに応じて債券等による運用を検討すべきである。そのためには、市民参画推進局は市全体の資金運用を行っている行財政局財務課に適切な運用計画を提出する必要がある。(市民参画推進局)</p>	<p>基金の資金運用を効率的に行うことは重要であると考えており、平成26年3月10日付けの行財政局財務課からの債券運用の照会に対し、今後10年間の資金推計と合わせて、平成26年度に、現在の運用債券額の7億円を8億円に増額する回答をした。今後も、施設の緊急の修繕等不測の事態も想定したうえで、毎年度資金推計を行い、資金運用を適切に行っていく。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>【10】神戸市勤労者福祉共済基金 (2) 監査の結果及び意見 基金の貸付金残高と貸付金台帳残高の相違【結果】 基金の貸付金残高と貸付金台帳(注7)を照合した結果、基金残高7,940千円に対して貸付金台帳6,346千円と1,594千円の差異が生じていた。 市の担当課によると、差異が生じた原因は過去の貸付金の回収時に一部の貸付金について、貸付金台帳の残高は減少させたが、基金の貸付金残高を減少させる処理をしていないという会計処理の誤りだったと認識しているが、差異金額の内容(貸付先、金額等)は特定できていない。 当該問題は、毎年度、基金の貸付金残高と貸付金台帳を照合し、差異の内容を調査し、適切に会計処理を実施していれば生じなかったものと考えられる。 基金残高の管理については、基金残高と残高の管理簿の照合を適切に実施すべきである。(市民参画推進局) (注7)貸付金台帳の名称は「共済掛金等管理表」である。貸付金の個人別の残高を集計したものであり、調定年度別の残高が記載されている。</p>	<p>基金の貸付金台帳と貸付金台帳残高に相違が発生した原因は、貸付金の償還を受けた際に貸付金台帳上の処理は行ったものの、償還業務担当者で基金台帳担当者間の連携が適切に行われずに、基金台帳上の債権額も同時に減額すべきところ、減額されずに残ってしまったためである。基金台帳上の差異については、平成26年3月20日に解消した。 今後は、償還の都度、基金担当者と連携を図り、データとの突合せにより、基金台帳の記帳を行い、適切な事務処理に努める。</p>	<p>措置済</p>
<p>不納欠損処理を進めるため、速やかに適切な手続を実施すべき【意見】 基金が保有する貸付金6,346千円は、昭和52年度から平成5年度までの調定分であり、平成24年度末現在でその全額について消滅時効期間が経過し、回収可能性はないと判断しているとの事である。 これらの貸付金については債権放棄し、不納欠損処理を行うべきである。(市民参画推進局)</p>	<p>今後、不能欠損処理について、どういう方法を取っていくべきか、関係当局とよく協議していく。</p>	<p>措置方針</p>
<p>基金充当事業の範囲の拡大を検討すべき【意見】 【基金残高の推移】を見ると、基金の増加と減少はほぼ同じレベルで推移しており、基金残高も939,007千円と勤労者福祉共済事業の年間の事業規模373,548千円(平成24年度の同事業に係る歳出額)の約2.5倍の残高を保有している。一方、平成24年度においては、同事業のために一般会計から19,023千円の繰入金が発生している。 基金を管理する市民参画推進局は、基金の共済事業全般への有効活用を目的として平成25年4月に永年勤続褒賞金の給付以外に「共済制度に係る電子情報処理組織の整備に要する経費等」にも処分が可能となるよう基金条例を改正した。具体的には共済組合員の管理のためのシステム開発に利用する予定であるが、利用後も基金残高の大半は残る見込であることから、一般会計からの繰入は、当面、必要性が低く、より一層の基金の有効活用のため、今後は基金充当事業の範囲の拡大を検討すべきである。(市民参画推進局)</p>	<p>この勤労者福祉共済事業は、中小の事業者単独ではできない従業員の福利厚生制度を、市の責任として事業者と協力して維持しようとするものである。 平成26年度、平成27年度については、「永年勤続褒賞金」に加えて、「勤労者共済システムの開発経費」を基金から充当する予定である。 今後とも引き続きサービスを低下させずに、市が責任を持って制度を長期的に維持するためには、一般会計繰入金は必要であると考えており、基金残高の推移をみながら、制度運営に努める。</p>	<p>他の方法で対応</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>【11】神戸市消費者訴訟資金貸付基金 (2) 監査の結果及び意見 基金の廃止を検討すべき【意見】 神戸市生活情報センターで受けた相談のうち法的な対応を紹介した事例はあるものの(注2)、基金が設置された昭和49年以降平成24年度まで基金の利用実績はない。当該状況を勘案すれば、基金で一定金額の財産を保有する必要性はなく、基金の設置目的である消費者訴訟に要する費用の貸付が必要ならば、一般会計において予算を確保して実施すべきである。(市民参画推進局) (注2) 神戸市生活情報センターにおいて法的な対応を紹介した事例は、平成23年度が44件、24年度が24件である。</p>	<p>現在、基金の廃止及び一般会計での対応に向け、検討を行っており、26年度末を目途に廃止の可否の結論を得る予定である。</p>	<p>措置方針</p>
<p>【13】神戸市同和更生資金貸付基金 (2) 監査の結果及び意見 内規に基づいた会計処理を適時に行うべき【結果】 当該基金においては、国の規則に基づいて策定した「同和更生資金貸付基金の不納欠損処理方針」(注5)にもとづき、債権を消滅させずに、貸付金から除外する会計処理を行っている。当該貸付金を除外する会計処理を、【13】神戸市同和更生資金貸付基金の項においてのみ、「不納欠損処理」という。 当該基金については、上記のとおり、「不納欠損処理」の方針として、同和更生資金貸付基金の不納欠損処理方針を作成しており、年1回の「不納欠損処理」を行うこととしているが、平成22年度以降、「不納欠損処理」を実施していない。市によると、平成24年度末現在において、貸付金の回収が困難と考えられる死亡者、居所不明者、生活困窮者等への貸付金は56,851千円となっており、この中には、下記方針の対象者に合致し、「不納欠損処理」すべき金額も含まれているものもあるとのことである。 下記、同和更生資金貸付基金の不納欠損処理方針の要件を満たしているものについては、その金額を確定した上で、直ちに「不納欠損処理」を行うべきである。(保健福祉局) (注5) 同和更生資金貸付基金の不納欠損処理方針より要約。「不納欠損処理」の括弧は監査人が追記している。</p>	<p>現在、実施していなかった平成22年度から平成25年度の「不納欠損処理」について、その対象債権の精査を行っており、平成26年5月末に、内規に基づき、不納欠損処理による整理を行うこととした。</p>	<p>措置方針</p>
<p>未償還の貸付金については、通常の債権と同様に管理することを検討すべき【意見】 神戸市同和更生資金貸付基金において、現在、市は新たな貸付を行っておらず、未償還の貸付金の回収業務のみを行っている。貸付制度が終了した現在、地方自治法241条の定額運用基金の目的は存在しておらず、当該未償還の貸付金を基金と認識して管理、回収していく必要性は希薄である。今後は基金としてではなく、通常の債権と同様に管理、回収していくことを検討すべきである。(保健福祉局)</p>	<p>現在、廃止に向けた検討を行っており、平成26年度中を目途に結論を得る予定である。</p>	<p>措置方針</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>【14】神戸市民間社会福祉事業従事職員福利厚生基金 (2) 監査の結果及び意見</p> <p>資産運用を効率的に行うよう検討すべき【意見】</p> <p>平成24年度末現在における当該基金残高75,968千円の保有形態は、債券39,903千円、歳計現金等と合わせて運用されている別段預金36,065千円である。</p> <p>しかしながら、過去5年における元本の取崩は最大で6,801千円であることから36,065千円を別段預金として保有する必要性はなく、仮に債券等による運用を行っていた場合と比較して、運用が非効率となってしまう。</p> <p>保健福祉局は効率的な資金運用を行うために、基金について中長期の資金需要の予測を行い、それに応じて債券等による運用を検討すべきである。そのためには、保健福祉局は市全体の資金運用を行っている行財政局財務課に適切な運用計画を提出する必要がある。 (保健福祉局)</p>	<p>今後の取崩額について、大幅な変動の見込みが無いいため、現在、現金預金として保有している資金についても、債権による運用を行う方針であり、行財政局財務課へ新たな運用計画を提出済みである。購入金額等条件の調整がつき次第、債権による運用を開始する。</p>	<p>措置済</p>
<p>【15】神戸市市民福祉振興等基金 (2) 監査の結果及び意見</p> <p>適用要件に疑義のある外郭団体に対する繰替運用【結果】</p> <p>公益財団法人こうべ市民福祉振興協会(以下、「市民福祉振興協会」という)が実施していたサン舞子マンション事業は、平成15年度には恒常的な赤字運営に陥っていたため、市は、市民福祉振興協会をサン舞子マンション事業から撤退させると同時に、同マンションの土地建物(昭和58年当時の建設価額2,975,510千円)を売却させ、売却収入を市の貸付金2,201,000千円への返済財源とさせる予定であったとのことであるが、当時、サン舞子マンション売却収入金額の見積もりはしていなかったとの説明を受けた。</p> <p>その後、平成23年度にサン舞子マンション売却収入額が、市民福祉振興協会への貸付額2,201,000千円を大幅に下回る463,000千円であったことから、市は、平成23年度から平成47年度までの25年間にわたる償還計画(注11)を作成させ「繰替運用の確実な繰り戻しの方法、期間および利率を定めた」とのことであるが、当該償還計画の根拠となる市民福祉振興協会の将来の事業計画及び資金計画は作成されていない。貸付金の回収財源となるべきサン舞子マンション事業は既に売却されており、現在の市民福祉振興協会の主要な事業であるしあわせの村指定管理者事業は公募によっていることから、次回選定年度である平成30年度あるいはそれ以降に、引き続き同施設の指定管理者に選定される保証はなく、当該償還計画の裏付けは乏しいものと言わざるをえない(なお、市民福祉振興協会への資金の貸し付け(昭和58年845,000千円、平成17年256,000千円、平成18年1,100,000千円)については、同協会の経営状況をその都度説明の上、当時の議会の承認はとっていたとのことである)。</p> <p>サン舞子マンション事業が恒常的な赤字運営に陥っていた状況、昭和58年に購入した土地建物の価格がバブル崩壊後は大暴落している状況、サン舞子マンション事業が売却された状況、裏付けとなる根拠に乏しい資金償還計画の状況等を総合的に判断して、償還計画の実行可能性には懸念がある。このことから、平成17年の</p>	<p>サン舞子マンション貸付金の償還について、確実に繰り戻しが実行できるよう、振興協会の財政状況を詳細・確実に把握していくほか、振興協会の長期的な資金計画の策定などを要請する。</p>	<p>措置方針</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>256,000千円、平成18年の1,100,000千円の繰替運用の実施及び平成15年及び平成25年4月の845,000千円の繰替運用の償還期限延長については、神戸市市民福祉振興等基金条例第4条（「市長は、基金設置目的を達成するため、必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる」）の要件、すなわち、「確実な繰戻しの方法」という点に疑義がある状態となっている。早期に「確実な繰戻しの方法」に疑義がある状態を解消する必要がある。（保健福祉局）</p>		
<p>ESCO事業に対する繰替運用の事実を積極的に情報開示すべき【意見】</p> <p>平成24年度末の当該基金のうち45,648千円は、保健福祉局「しあわせの村省エネルギー改修工事（ESCO事業）」への繰替運用である。</p> <p>議会に提出される決算書類のひとつである「財産に関する調書」には債権としての残高が記載されているのみであり、繰替運用の詳細な記載はない。</p> <p>当該基金のうち45,648千円が、保健福祉局「しあわせの村省エネルギー改修工事（ESCO事業）」への貸付期間を12年間とする繰替運用となっている事実を市民が知ることは難しく、現状の情報開示では不十分であると考えます。</p> <p>実態に応じた情報開示を行うという観点からは、年度末現在の繰替運用残高について、「財産に関する調書」において、貸付年度、貸付の目的、利率、償還期限、償還の状況（償還期限の延長を含む）残高等の情報を積極的に開示すべきと考えます。（保健福祉局）</p>	<p>現在、平成25年度末「財産に関する調書」に記載する、繰替運用に関する情報の詳細について検討を行っているところである。平成26年5月末までに記載内容について結論を得る予定である。</p>	<p>措置方針</p>
<p>【16】神戸市長寿社会対策等基金 （2）監査の結果及び意見 管理台帳の未更新【結果】</p> <p>当該基金台帳の更新は平成16年度以降行われていない。基金残高が一定であるとしても、基金台帳を更新し、毎年度の基金残高を適切に管理した上で報告がなされるべきであり、今後は台帳の更新を実施しなければならない。（保健福祉局）</p>	<p>平成16年度以降行われていなかった基金台帳の更新を行うとともに、今後適切に台帳を管理するよう徹底した。</p>	<p>措置済</p>
<p>基金の廃止を検討すべき【意見】</p> <p>当該基金は、平成12年度末以降、増減がなく一定額で維持されている。基金の多くを阪神・淡路大震災からの復興財源に充当してしまったことから、基金残高の規模が小さくなってしまった結果、効果的な事業を行える規模の基金残高がなく、市としても今後基金を充当して事業をする計画がない。必要な事業であれば、一般会計で予算を確保して実施すべきであり、当該基金により実施する必要はない。また、運用益20千円のために基金管理事務を行うことも非効率である。以上より、当該基金の廃止を検討すべきである。（保健福祉局）</p>	<p>現在、廃止に向けた検討を行っており、平成26年度中を目途に結論を得る予定である。</p>	<p>措置方針</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>【18】神戸市介護給付費等準備基金 (2) 監査の結果及び意見 資産運用を効率的に行うよう検討すべき【意見】 平成24年度末現在における当該基金残高4,927,979千円の保有形態は、歳計現金等と合わせて運用されている別段預金4,927,979千円である。</p> <p>しかしながら、計画期間初年度は、過去においても基金残高が大きくなる傾向にあることから、4,927,979千円全額を別段預金として保有する必要性はなく、仮に大口定期預金等による運用を行っていた場合と比較して、運用が非効率となってしまう。</p> <p>保健福祉局は効率的な資金運用を行うために、基金について中長期の資金需要の予測を行い、それに応じて大口定期預金等による運用を検討すべきである。そのためには、保健福祉局は市全体の資金運用を行っている行財政局財務課に適切な運用計画を提出する必要がある。 (保健福祉局)</p>	<p>基金に残余がある場合には、介護保険事業計画において取崩方針を定め、その方針に基づいて計画的に取崩しを行っている。</p> <p>26年度については、現行計画(H24~26)の最終年度となることや、27年度から始まる次期計画の取崩方針が未決定であることを踏まえ、短期の運用を検討している。</p> <p>時期計画期間(H27~29)の運用については、26年度中に決定される取崩方針を踏まえ、より効率的な運用を検討していく。</p>	措置済
<p>【19】神戸市環境保全基金 (2) 監査の結果及び意見 中長期的視点による基金の有効活用策を検討すべき【意見】 市は、当該積立基金のうち、東クリーンセンター焼却炉談合事件に係る事業者側からの損害賠償金625,068千円等を積立財源とする部分については、平成22年度以降、住宅用太陽光システム設置補助事業の補正予算の財源として取り崩している。</p> <p>「環境の保全及び快適な環境に資する」という設置目的からは、当該基金は中長期的視点で実施する事業に充当するものであると考えられる。補正予算の財源という当初予算不足分に充てている部分については、中長期的視点で実施する事業の計画を策定した上で財源として活用するか、すでに中長期的視点をもって実施している事業への充当を検討するなど、基金の有効活用策を検討することが望まれる。 (環境局)</p>	<p>再生可能エネルギーの普及促進は、地球温暖化対策及びエネルギー政策に資する中長期的視点に立った重要な取り組みである。中でも太陽光発電は神戸の地域特性を最も活かしたエネルギーであることから、住宅用太陽光発電システム普及に向け平成21年度から住宅用太陽光発電システム設置補助事業を実施し、平成22年度以降、当初予算を超える設置補助申請に対応するため補正予算を編成し、当該基金を財源として、再生可能エネルギーの普及を促進してきたところである。</p> <p>今後とも、環境貢献都市KOB Eを実現していくため、中長期的な観点から有効な環境施策に充当することで、基金の有効活用を図っていく。</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>基金の統合を検討すべき【意見】</p> <p>同じ環境局の所管するリサイクル基金の設置目的である「資源のリサイクル活動の推進及び普及」と、当該基金の設置目的である「環境の保全及び快適な環境」は類似している。このことから、当該基金とリサイクル基金を統合することにより、基金管理事務の効率化及び、規模の拡大により中長期的ビジョンを持って基金を有効活用する可能性を広げることが期待できるため、リサイクル基金について当該環境保全基金との統合について検討されたい。 (環境局)</p>	<p>現在、統合に向けた検討を行っており、平成26年度中を目途に統合の可否の結論を得る予定である。</p>	<p>措置済</p>
<p>繰替運用の実態に応じた処理を行うべき【意見】</p> <p>【1】基金の運用についてにおいて既述のとおり、基金においては、「地方自治法第241条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、必要なものについてはその適正化を図る」という総務省方針を受け、市は、現在は財源補てんとしての繰替運用も、特定事業への充当を目的とした繰替運用も、新たな繰替運用は行わないこととしている。</p> <p>当該基金の繰替運用は、「環境の保全及び快適な環境に資する」という、基金条例の趣旨に合致している特定事業への充当目的の繰替運用である。このため繰替運用ではなく、基金の目的取崩として処理すべきであったと考える。 (環境局)</p>	<p>平成24年1月に総務省方針が発出されて以降、当該基金において繰替運用を実施しておらず、今後も同様の事業を実施する必要が生じた場合には、充当を目的とした繰替運用ではなく、取崩で対応していく。</p>	<p>措置済</p>
<p>資産運用を効率的に行うよう検討すべき【意見】</p> <p>平成24年度末現在における当該基金残高1,064,339千円の保有形態は、債券737,842千円、歳計現金等と合わせて運用されている別段預金257,940千円、繰替運用68,557千円である。</p> <p>当該基金は平成2年度に設置しているが、年1億円以上の基金取崩をした年度は、国庫補助によるグリーンニューディール事業（平成等23年度に終了）へ充当している平成22年度及び平成23年度のほかはない。このことから、257,940千円を別段預金として保有する必要性はなく、債券等による運用を行っていた場合と比較すると、運用が非効率となってしまう。</p> <p>環境局は、効率的な資金運用を行うために、基金について中長期の資金需要の予測を行い、それに応じて債券等による運用を検討すべきである。そのためには、環境局は市全体の資金運用を行っている行財政局財務課に適切な運用計画を提出する必要がある。 (環境局)</p>	<p>当該基金について、別段預金を債券として保有することで効率的な資金運用を行うため、短期的には四半期単位で資金の運用状況を把握しながら中長期の資金需要の見直しを行い、算出した資金運用可能額については、行財政局財務課に債券での運用を依頼する。</p>	<p>措置済</p>
<p>【20】神戸市リサイクル基金 (2) 監査の結果及び意見</p> <p>基金の統合を検討すべき【意見】</p> <p>リサイクル基金残高は、平成24年度末現在42,366千円と規模が小さく、施策を打ちにくいとの理由から、基金設置時から平成23年度までは、リサイクル工房寄付BOXのために79,333千円の取り崩しを行ったほかは、基金を取り崩して事業へ充当していない。平成24年度以降は、当面、クリーンステーション看板の設置事業に充当する方針とのことであるが当該事業の規模は年700千円程度で、基金を利用せずとも一般財源で十分実施できる規模の事業である。</p> <p>同じ環境局の所管する、環境の保全を設置目的とし環境学習教</p>	<p>現在、統合に向けた検討を行っており、平成26年度中を目途に統合の可否の結論を得る予定である。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>材「くらしのエコチェック」の作成費用等に利用している環境保全基金と、当該基金の「資源のリサイクル活動の推進及び普及」は類似している。このことから、当該基金と10億円超の規模の環境保全基金を統合することにより、事務の効率化及び、規模の拡大により、中長期的ビジョンを持って基金の有効活用の可能性を広げることが期待できるため、本基金について環境保全基金との統合について検討されたい。 (環境局)</p>		
<p>資産運用を効率的に行うよう検討すべき【意見】 平成24年度末現在における当該基金残高42,366千円の保有形態は、歳計現金等と合わせて運用されている別段預金42,366千円である。 しかしながら、過去5年における元本の取崩は平成24年度の744千円のみであることから43,266千円を別段預金として保有する必要性はなく、仮に債券等による運用を行っていた場合と比較して、運用が非効率となってしまう。 環境局は効率的な資金運用を行うために、で述べたとおり、神戸市環境保全基金との統合を検討の上、基金について中長期的資金需要の予測を行い、それに応じて債券等による運用を検討すべきである。そのためには、環境局は市全体の資金運用を行っている行財政局財務課に適切な運用計画を提出する必要がある。 (環境局)</p>	<p>神戸市環境保全基金への統合については、現在、行財政局と統合に向けた検討を行っており、平成26年度中を目途に結論を得る予定である。 また、当該基金について、別段預金を債券として保有することで効率的な資金運用を行うため、短期的には四半期単位で資金の運用状況を把握しながら中長期的資金需要の見通しを行い、算出した資金運用可能額については、行財政局財務課に債券での運用を依頼する。</p>	措置済
<p>【23】神戸市公園緑地事業等基金 (2) 監査の結果及び意見 事業課による買戻しの遅れている土地について【意見】 基金が保有している土地(簿価207,782千円/面積1,367㎡)は、国道2号線舞子交差点改良のため、必要な用地を建設局で買収し、事業実施後の残地は当初売却を予定していたが、地元との調整が難航し、売却ができなかったことから、利用計画が未定のまま平成16年に基金が買い取ったものである(実際の管理は建設局総務部事業用地課が行っている) 神戸市公園緑地事業等基金条例第3条2項において「基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券又は不動産に代えることができる」と定められており、基金による土地の取得は可能であるが、当該土地の取得は「公園整備事業の推進並びに公園施設の管理及び運営、緑化の推進並びに緑地の保全及び育成に資する」という当該基金の目的のための取得ではない。また、事業課による基金からの買戻し計画も定められていない状況である。 情報開示の観点からは、「財産に関する調書」の基金の内訳において、当該基金が保有する土地の購入価額総額が記載されるのみであり、基金に含まれる土地の利用計画が未定であることや、購入後8年経っているにもかかわらず事業課による買戻し時期が決まっていないという事実は市民や議会へは開示されていない。</p>	<p>当該土地については、平成26年2月28日付で事業課により買戻しを完了した。 その際、取得額に基金が保有した期間に応じた利子相当額も加えた金額で買戻しを行った。 今後、基金で土地を取得する際は、事業課から買戻し計画を提出させ、その計画通りに買戻しさせることを徹底する。</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>基金を活用して土地の取得を行う場合は、少なくとも買戻し計画を適切に作成するとともに、地方自治法第 241 条でいう確実な運用を行う観点から、買戻し期限を設けるべきである。さらに、取得後一定期間経過した土地については、その情報を議会に開示し、土地を利用して行う事業計画、買戻し計画、市の財政負担について十分議論するべきであると考え。</p> <p>(建設局)</p>		
<p>【24】神戸市下水道事業基金 (2) 監査の結果及び意見 定額運用基金の預金については積立基金へ振り替えることを検討すべき【意見】</p> <p>汲み取り便所の水洗化に係る貸付金事業については、制度開始から 40 年以上経過し、水洗化率が 99.8% に達している現在は、平成 24 年度の新規貸付実績は 5 件、1,488 千円、回収金額は 3,268 千円であり、新規の貸付実績、回収額も極端に少なくなっている状態である。定額運用基金に含まれる財産としては、89,911 千円の貸付金と 760,088 千円の預金の合計 850,000 千円が残っている。対象事業の規模は年数件程度と僅少になっていることから、当該基金の「汲み取り便所の水洗化資金の貸付事業」についてはほぼ事業目的を達したものと解される。役割を終えた定額運用基金 760,088 千円の預金については、企業債の償還金等に充当するため積み立てている積立基金へ振り替えることを検討すべきと考える。</p> <p>(建設局)</p>	<p>平成25年3月末現在、未水洗戸数は約1,000戸残存しているため、すべての預金を積立基金へ振り替えることはできないが、近年の貸付実績の推移を踏まえ、700,000千円の預金について、平成25年度末に積立基金への振替を行った。</p>	措置済
<p>実質的に回収不能と判断される債権額を確定し、速やかに不納欠損処理のための適切な手続を行うべき【意見】</p> <p>平成 24 年度末残高 89,911 千円のうち、納期限が未到来の金額 1,839 千円を除く残りの 88,071 千円が平成 24 年度末の未回収の貸付金である。時点は異なるが、平成 25 年 5 月の市の集計によると、調定額 87,858 千円のうち、回収は困難と考えられる居所不明、破産、消滅時効期間を経過したものが 77,321 千円である。</p> <p>これらの貸付金のうち、実質的に回収不能と判断される債権額を確定の上、債権放棄し、不納欠損処理を行うべきである。</p> <p>(建設局)</p>	<p>不納欠損処理の対応について、関係当局と協議してまいりたい。</p>	措置方針
<p>積立基金の今後のあり方について改廃も含め検討すべき【意見】</p> <p>下水道事業基金の定額基金部分は、 に記載のとおり、汲み取り便所の水洗化資金の貸付という事業の役割をほぼ終えている。一方、企業債の償還財源という目的の積立基金部分は、平成 28 年度以降に予定されている企業債の満期一括償還の財源として使用されると、基金の残高が大きく減少することから、積立基金部分については、将来の基金のあり方をその改廃も含めて、現時点から検討する必要があると考える。</p> <p>(建設局)</p>	<p>積立基金の原資となる開発者負担金については、毎年一定の収入が見込まれる。</p> <p>また、企業債の満期一括償還の財源として使用する予定であるが、どの時期にどの程度の取り崩しが必要なのかは今後の収支の状況を見ながら検討していく必要がある。</p> <p>さらに、今後雨水事業の用地取得のため基金を活</p>	他の方針で対応

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	用する可能性があることから、当該基金については、当面保持する必要がある。	
<p>資産運用を効率的に行うよう検討すべき【意見】</p> <p>平成 24 年度末現在における当該基金残高 7,888,985 千円の保有形態は、債券 5,993,480 千円、貸付金 89,911 千円、土地 421,430 千円、歳計現金等と合わせて運用されている別段預金 1,384,164 千円である。</p> <p>しかしながら、過去 5 年において元本の取崩は行っていないことから 1,384,164 千円を別段預金として保有する必要性はなく、仮に債券等による運用を行っていた場合と比較して、運用が非効率となってしまう。</p> <p>建設局は効率的な資金運用を行うために、基金について中長期の資金需要の予測を行い、それに応じて債券等による運用を検討すべきである。そのためには、建設局は市全体の資金運用を行っている行財政局財務課に適切な運用計画を提出する必要がある。（建設局）</p>	<p>平成 26 年 2 月末時点で別段預金は 1,392,522 千円であったが、効率的な資金運用のため、3 月に 500,000 千円の債券購入を行った。</p> <p>また、平成 26 年 3 月末に行財政局財務課に基金の運用計画を提出している。</p>	措置済
<p>事業課による買戻しの遅れている土地について【意見】</p> <p>基金が保有する有馬町の土地（簿価 19,908 千円 / 面積 743 ㎡ / 平成 2 年取得）は、有馬地区の下水道処理施設の建設のため取得交渉を進めていた土地（隣接する公有地の隣地）であるが、計画変更により利用未定地となった。その後、利用の目処がたたず、事業課による買戻しも行われていない。</p> <p>また、西区丸塚の土地（簿価 401,522 千円 / 面積 2,863 ㎡ / 平成 13 年取得）は、丸塚ポンプ場建設の代替地として基金が保有したものである。丸塚ポンプ場建設計画の変更はないものの、事業は未着手であり、買戻し時期は未定のままである。</p> <p>しかしながら、基金運用状況報告書では基金が保有する土地の総額が記載されるのみであり、利用計画が未定であることや、購入後 10 年超経っているにもかかわらず、事業課による土地の買戻し時期が決まっていないという情報は市民や議会へは開示されていない。</p> <p>基金を活用して土地の先行取得を行った場合は、少なくとも買戻し計画を適切に作成するとともに、地方自治法第 241 条でいう確実な運用を行う観点からは、買戻しの期限を設けるべきである。さらに、取得後一定期間経過した土地については、その情報を議会に開示し、土地を利用して行う事業計画、買戻し計画、市の財政負担について十分議論するべきであると考え。（建設局）</p>	<p>指摘された 2 件のうち、有馬町の土地は平成 26 年 3 月 31 日付けで買い戻した。</p> <p>丸塚の土地もできるだけ早期に買戻すことが望ましいが、雨水ポンプ場の経費は全額一般会計負担となるため、買戻し計画については財政当局と協議していきたい。</p>	措置方針
<p>【25】神戸市まちづくり等基金 (2) 監査の結果及び意見 資産運用を効率的に行うよう検討すべき【意見】</p> <p>平成 24 年度末現在における当該基金残高 3,260,762 千円の保有形態は、歳計現金等と合わせて運用されている別段預金 3,260,762 千円である。</p>	<p>現在の基金残高の状況、今後の基金取崩予測を考慮した運用計画を提出し、債権を購入する方向で財務課公債係と協議</p>	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>しかしながら、過去5年における元本の取崩は最大で503,437千円であることから3,260,762千円を別段預金として保有する必要性はなく、仮に債券等による運用を行っていた場合と比較して、運用が非効率となってしまう。</p> <p>都市計画総局は効率的な資金運用を行うために、基金について中長期の資金需要の予測を行い、それに応じて債券等による運用を検討すべきである。そのためには、都市計画総局は市全体の資金運用を行っている行財政局財務課に適切な運用計画を提出する必要がある。 (住宅都市局)</p>	<p>をしている。(平成26年6月以降購入予定)</p>	
<p>【26】神戸市営住宅敷金等積立基金 (2) 監査の結果及び意見 資産運用を効率的に行うよう検討すべき【意見】</p> <p>平成24年度末現在における当該基金残高6,151,954千円の保有形態は、歳計現金等と合わせて運用されている別段預金3,946,464千円、繰替運用2,205,490千円である。</p> <p>しかしながら、過去5年における元本の取崩は最大で1,085,316千円であることから3,946,464千円を別段預金として保有する必要性はなく、債券による運用を行っていた場合と比較すると、運用が非効率となってしまう。</p> <p>都市計画総局は効率的な資金運用を行うために、基金について中長期の資金需要の予測を行い、それに応じて債券等による運用を検討すべきである。そのためには、都市計画総局は市全体の資金運用を行っている行財政局財務課に適切な運用計画を提出する必要がある。 (住宅都市局)</p>	<p>現在の基金残高の状況、今後の基金取崩予測を考慮した運用計画を提出し、平成25年度に20億円分の債券を購入した。</p> <p>今後も土地の売却見込み等を踏まえ、適宜運用計画を見直したうえで資産運用について検討していく。</p>	措置済
<p>繰替運用の事実を積極的に情報開示すべき【意見】</p> <p>平成24年度末の当該基金のうち2,205,490千円は、市営住宅事業特別会計への繰替運用である。</p> <p>議会に提出される決算書類のひとつである「財産に関する調書」には債権としての残高が記載されているのみであり、繰替運用の詳細な記載はない。</p> <p>当該基金のうち2,205,490千円が市営住宅事業特別会計への貸付期間を14年間から25年間とする繰替運用となっている事実を市民が知ることは難しく、現状の情報開示では不十分であると考え。</p> <p>実態に応じた情報開示を行うという観点からは、年度末現在の繰替運用残高について、「財産に関する調書」において、貸付年度、貸付の目的、利率、償還期限、償還の状況(償還期限の延長を含む)残高等の情報を積極的に開示すべきと考える。 (住宅都市局)</p>	<p>現在、平成25年度末「財産に関する調書」に記載する、繰替運用に関する情報の詳細について検討を行っているところである。</p> <p>平成26年5月末までに記載内容について結論を得る予定である。</p>	措置方針
<p>【28】神戸市港湾事業基金 (2) 監査の結果及び意見 繰替運用の実態に応じた処理を行うべき【意見】</p> <p>第2各論「【1】基金の運用について」において既述のとおり、基金においては、「地方自治法第241条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、必要なものについてはその適正化を図る」という総務省方針を受け、港湾事業会計</p>	<p>港湾事業基金においては、平成22年度を最後に繰替運用は行っていない。過去に実施した繰替運用(平成24年度末残高44億</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>においては、市の一般会計、特別会計の方向性と同様、今後は繰替運用は行わないこととしている。</p> <p>当該基金の繰替運用は、過去に行った港湾事業会計の事業目的の繰替運用であり「長期にわたる港湾事業の健全な運営に資する」という基金の設置目的と合致している特定事業への充当目的の繰替運用である。このため繰替運用ではなく、基金の目的取崩として処理すべきであったと考える。 (みなと総局)</p>	<p>1,767万円)については、これまでも、港湾事業会計から港湾事業基金へ、当初定められた償還条件にしたがって適切に償還しており、今後も引き続き、当初の償還条件にしたがって適切に償還を行っていく。</p>	
<p>資産運用を効率的に行うよう検討すべき【意見】</p> <p>平成24年度末現在における当該基金残高47,921,408千円の保有形態は、繰替運用4,417,668千円、歳計現金等と合わせて運用されている別段預金43,503,740千円である。</p> <p>しかしながら、直近5年間ににおける元本の取崩は最大でも9,015,473千円であり43,503,740千円を別段預金として保有する必要性はなく、債券等による運用を行っていた場合と比較すると、運用が非効率となってしまう。</p> <p>みなと総局は効率的な資金運用を行うために、基金について中長期の資金需要の予測を行い、それに応じて債券等による運用を検討すべきである。そのためには、みなと総局は市全体の資金運用を行っている行財政局財務課に適切な運用計画を提出する必要がある。 (みなと総局)</p>	<p>行財政局財務課に対して、港湾事業基金の中長期的な資金需要予測及びこれに基づく平成26年度の債券運用希望額の提出を行った(平成26年3月)。</p> <p>今後も資金需要を勘案しながら効率的な基金運用を図っていく。</p>	措置済
<p>【30】神戸市水道事業基金 (2) 監査の結果及び意見</p> <p>基金活用のために運用収益の積立分の取崩を検討すべき【意見】</p> <p>施設整備基金の財源は団地等の開発者から徴収する工事負担金を積み立てたものであり、事業内容と紐づいて管理されている。したがって、基金残高のうち工事負担金部分は事業の進捗に応じて取り崩されていくことになる。一方、基金の運用により生じた収益額については取崩方針が定められておらず、過去からの運用収益額は基金に積み上がったままとなっている。</p> <p>基金の運用により生じた収益額について今後の取崩方針を定め、基金の有効活用を図ることを検討すべきである。なお、今後増大することが見込まれる水道施設の大量更新に備えて積み立てている施設更新基金に振り替えて活用するというのも一案である。 (水道局)</p>	<p>施設整備基金の運用により生じた収益額について、今後増大することが見込まれる建設改良費(更新投資)に使用する。平成26年3月28日に管理者決裁を取り、方針を決定した。</p>	措置済
<p>【31】神戸市交通事業基金 (2) 監査の結果及び意見</p> <p>繰替運用の実態に応じた処理を行うべき【意見】</p> <p>第2各論「【1】基金の運用について」において既述のとおり、基金においては、「地方自治法第241条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、必要なものについてはその適正化を図る」という総務省方針が発出されている。これを受け、市の一般会計、特別会計及び港湾事業会計においては、今後は財源補てんとしての繰替運用も、特定事業への充当を目的とした繰替運用も、新たな繰替運用は行わないこととしているが、</p>	<p>基金の財源については、敷金・保証金が大部分であるため、敷金・保証金の返還に合わせて取り崩しを行っている。</p> <p>また、資金の不足額を外部からの借り入れでまか</p>	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>交通事業会計においては、資金が不足しがちな中、利率の高い外部からの借入を抑制する観点から、このような繰替運用を平成 21 年度以降も、継続して行っている（上記図の と の部分）。</p> <p>当該基金の繰替運用は、「高速鉄道事業その他の交通事業の健全な運営に資する」という、基金条例の趣旨に合致している特定事業への充当目的の繰替運用である。このため繰替運用ではなく、基金の目的取崩として処理すべきであったと考える。</p> <p style="text-align: right;">（交通局）</p>	<p>なうと利払いの負担が生じるため、現在繰替運用で対応している。</p> <p>今後、経営改善に努め、資金不足の解消の目途が立てば、繰替運用を行わない方針である。</p>	
<p>基金の返済財源を確保すべき【意見】</p> <p>当該基金は最終的には返済が求められる保証金・敷金を財源に、繰替運用という形で各事業会計において事業を実施している。平成 24 年度末において、高速鉄道事業会計及び自動車事業会計で計上されている現金預金はそれぞれ 1,188,975 千円と 289,484 千円であり、合計しても預り金額半分程度である。当該預り金は早急に返済が求められる性質のものではないが、今後、預り金の返済時に資金不足に陥らないよう、各事業会計で収支計画及び資金繰りの適切な計画を策定すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（交通局）</p>	<p>「神戸市営交通事業経営計画 2015」に基づき、修繕経費の削減や資産活用などによる収益力向上に取り組み、収支改善を図っている。経営改善に努め、収支改善を図り、資金不足の解消に努めるとともに、敷金・保証金の資金を確保する。</p>	措置済
<p>【32】神戸市市民スポーツ振興等基金 （2）監査の結果及び意見 基金の必要性を検討すべき【意見】</p> <p>当該基金は、過去には 6,551,753 千円の規模があり、主にポートアイランドホール建設のほか、各体育施設の大規模修繕・改修事業等に充当されてきたが、平成 23 年度に「いぶきの森人工芝更新」のため 16,245 千円の取崩を行った後は、基金は利用されず 30,000 千円の残高で推移している。</p> <p>当該基金の積立財源は運用益と寄付金であり、多額の積立は期待できない状況にある。当該基金を充当する事業である市民体育費（平成 24 年度当初予算額 476,000 千円）に対して、30,000 千円程度の規模では 1、2 年で基金が枯渇する可能性があり、長期にわたり基金を利用して効果的な事業が出来る状態ではないといえよう。</p> <p>基金の設置目的である、市民のスポーツの振興を目的とする事業を実施するために必要な経費ならば、一般会計で予算を確保して実施すべきであり、当該基金により事業を実施する必要性はないことから、基金の必要性を検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（教育委員会）</p>	<p>基金の必要性については、平成 25 年度に 2 件の寄附を受けていることから、市民や事業者からのスポーツ振興を目的とした寄附への対応も踏まえ、今後のあり方を検討していく。</p> <p>なお、今後、体育施設等の大規模な修繕・改修等を行う際には、行財政局と協議し予算措置を検討していく。</p>	措置方針
<p>【33】神戸市大学奨学金基金 （2）監査の結果及び意見 基金活用のために運用収益の積立分の取崩を検討すべき【意見】</p> <p>当該基金は寄付金（合計 200,000 千円）を元本として設置され、基金設置以降、各年度の運用収益を超えない範囲で給付してきたことから平成 24 年度末の基金残高は元本の 200,000 千円と 83,727 千円の運用収益で構成されている。</p>	<p>平成 27 年度募集に向け、募集人数等の見直しを検討する予定である。</p>	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>しかし、近年の低利回りの影響を受けて年間の運用収益は3,069千円に留まっており、運用収益を超えない範囲での給付では限定的な事業活動にならざるをえない状況である。当該基金を継続するうえで元本の200,000千円については維持していくとしても、各年度の志願者数の状況などによっては運用収益の積み立て部分である83,277千円の取り崩しを行うなど、柔軟に対応してもよいと考えられる。 (教育委員会)</p>		
<p>給付額の見直しについて検討すべき【意見】 神戸市大学奨学金基金条例施行規則第3条によれば奨学金の額は(1)自宅からの通学者は月額15千円(年間180千円)、自宅外からの通学者は月額20千円(年間240千円)とされている。また、同第2条では奨学生に志願できる者として(3)日本育英会その他公私の団体又は個人から大学にかかわる学資の給与又は貸与の予約を受けていない者とされており、ほかの奨学金制度との併用は認められていない。 しかし、国公立大学の学費と比較しても奨学金は少額であり、当該奨学金のみでは「人物及び能力ともに優れているにもかかわらず、経済的理由から大学における修学が困難な者に対して学資の給与を行い、もって社会有為の人材を育成する」という基金の目的を十分に達成できる金額に達していないため、多くの高校生が応募していない可能性がある。寄付者の意思を尊重し、市内に在住する、経済的理由から大学進学が困難な状況にあるすべての高校生にチャンスを与えるため、ほかの奨学金との併用を認め応募資格を広げたり、奨学金の額を引き上げたり等を検討する事が考えられる。これにより、応募人数が増加し、さらに優秀な高校生を社会有為の人材へ育成することへつながり、事業の効果がより一層高まると考える。 (教育委員会)</p>	<p>平成27年度募集に向け、募集要項等の見直しを検討する予定である。</p>	<p>措置方針</p>
<p>資産運用を効率的に行うよう検討すべき【意見】 平成24年度末現在における当該基金残高283,727千円の保有形態は、債券268,792千円、歳計現金等と合わせて運用されている別段預金14,935千円である。 しかしながら、過去5年において元本の取崩は行ってないことから14,935千円を別段預金として保有する必要性はなく、債券等による運用を行っていた場合と比較すると、運用が非効率となってしまう。 教育委員会事務局は効率的な資金運用を行うために、基金について中長期の資金需要の予測を行い、それに応じて債券等による運用を検討すべきである。そのためには、教育委員会事務局は市全体の資金運用を行っている行財政局財務課に適切な運用計画を提出する必要がある。 (教育委員会)</p>	<p>平成26年度の債券運用希望額及び基金の中長期的な資金需要予測に関する、平成26年3月10日付での行財政局からの依頼に基づき、より効率的な運用を行うため中長期の資金需要の予測を行い、平成26年度から新たに別段預金のうち10,000千円について、5年の期間での債券運用を希望する旨、回答した。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>【34】神戸市子ども交流支援基金 (2) 監査の結果及び意見 資産運用を効率的に行うよう検討すべき【意見】 平成24年度末現在における当該基金残高480,111千円の保有形態は、債券399,842千円、歳計現金等と合わせて運用されている別段預金80,269千円である。</p> <p>しかしながら、過去5年における元本の取崩は最大で9,776千円であることから80,269千円を別段預金として保有する必要性はなく、仮に債券等による運用を行っていた場合と比較して、運用が非効率となってしまう。</p> <p>教育委員会事務局は効率的な資金運用を行うために、基金について中長期の資金需要の予測を行い、それに応じて債券等による運用を検討すべきである。そのためには、教育委員会事務局は市全体の資金運用を行っている行財政局財務課に適切な運用計画を提出する必要がある。 (教育委員会)</p>	<p>平成26年度の債券運用希望額及び基金の中長期的な資金需要予測に関する、平成26年3月10日付での行財政局からの依頼に基づき、より効率的な運用を行うため中長期の資金需要の予測を行い、平成26年度から新たに別段預金のうち50,000千円について、2年の期間での債券運用を希望する旨、回答した。</p>	<p>措置済</p>